

奥州市上下水道事業告示第8号

奥州市下水道事業受益者負担金等口座振替収納事務取扱要綱（令和2年奥州市上下水道事業告示第3号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

奥州市長 倉 成 淳

第10条の見出し中「解約」の次に「の手續」を加え、同条中「手続き」を「手續」に改める。

第12条を第13条とする。

第11条の見出しを「（取扱金融機関との協定又は契約の締結）」に改め、同条中「協定書を取り交わす」を「協定又は契約を締結する」に改め、同条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

（口座振替取扱いの廃止）

第11条 市長は、納入義務者の責めに帰すべき理由により口座振替不能が続いている場合その他の口座振替による納付が適当でない場合に該当すると認めるときは、口座振替納付の取扱いを廃止することができる。この場合において、市長は当該納入義務者及び取扱金融機関に対しその旨を通知するものとする。